

# 消費税増税と軽減税率制度

## 説明会開催のご案内

平成31年(2019年)10月1日より、**消費税の税率が8%から10%に引き上げ**となります。

それに伴い、『酒類・外食を除く飲食料品』と『定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞』を対象とした**軽減税率制度**が導入されます。

そのため、**消費税の免税事業者であっても軽減税率制度への対応が必要となります。**

テレビ等で耳にする機会は増えているものの、具体的に  
どのような影響があるか？

どのような対策をとれば良いのかわからない！

という声が会員さんから聞かれます。

今回は、山形税務署のご支援のもと、  
下記のとおり説明会を開催いたします。

ご都合がつく方はご出席くださいますようお願い申し上げます。



日時	6月19日(火) 午前10時～(約90分間)
定員	40名 <b>準備の都合上、お電話でお申し込み下さい。電話：641-4620 受付：高橋 恵</b>
場所	山形青色申告会館 2階会議室 <b>会場の駐車場は台数に限りがありますので、お車でのお越しの際はご注意ください。</b>
講師	山形税務署員
内容	○消費税増税までのスケジュールと概要 ○軽減税率制度とは？ ○日々の事業で対応が必要となること ○記帳の仕方 ○免税事業者でも必要な対応は？ ○適格請求書等保存方式とは？



お問い合わせ

山形青色申告会

641-4620 (月)～(金) 9:00～17:00